

(車両等装置検査用計量器の装置検査の標準処理期間)

特定計量器検定検査規則

(検定等及び型式の承認をすべき期限)

第七十一条 法第百六十条第一項の経済産業省令で定める期間は、次に掲げるとおりとする。

三 装置検査 二十日（第三条第八項に規定する証票の付されたものにあつては、装置検査の申請後その証票に付された期日までの期間）

(申請)

第三条

8 令第七条の装置検査の申請を受理している旨の証票は、様式第四により、タクシーメーターの本体の正面又はその隣接した箇所にはり付けるものとする。